



## 巻頭言

### ウッドショックを奇貨として

元日本 ERI（株）  
北本 義郎

昨年来、ウッドショックという言葉を目にする。アフターコロナ後、世界の木材需要が上昇し木材の価格が約 2 倍超に高騰している現象を示す。現在、日本では公共建築物等木材利用促進法（H22、改正 R3）や木造 3 階建て学校の防火基準（H25）等、戦後の都市不燃化推進による RC・鉄骨造建築物から、木が持つ有機的な良さ（調湿・香り・熱伝導性・柔らかさ）を生かした木造の構造・耐火等の設計法の法定化により中・大規模建築物が各地で建築されている。

これらを支える木材蓄積量は 1966 年約 18 億 $m^3$ から 2017 年約 52 億 $m^3$ と 1 年間の蓄積資源量（主に人工林）は、約 1 億 $m^3$ 、うち使用量は、約 0.2 億 $m^3$ と蓄積過剰となっている。他方、木材自給率は 1960 年の約 90%超から低下し、2000 年約 19%と底入れし、その後増加に転じ現在は、約 40%である。このような自給率の経緯の中、今回の木材高騰は一見逆風のように思われる。しかし、SDGs よろしく、余剰あるストックを活用する地産地消の観点からは、世界の木材需要の価格影響も受けず、かつ森林資源の適切な維持保全や林業従事者の増加等も見込まれるのではないかと思われる。そのためには、森林伐採から製材までのコストの低減、林業従事者の育成が必須課題となる。

翻って、建築界にとっては、建築物への木材の積極的利用、工法等の技術革新が求められる。特に、建築を社会資本と考えるならば、無垢木材、集成材、CLT 材の材料については TPO に応じた使い分けを意識する必要があると考える。この点、金沢市では昨年度末「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」を制定し、建築にとどまらず幅広く、家具やストリートファニチャー等までに及んだ木の文化都市の推進を図ることとしており、その策定内容について、当建築基本法準備会としても注視したい。

注) 文中 木材に関する資料は林野庁公表の資料による。

## 建築基本法制定準備会 2022 通常総会・講演会 報告

ウィズコロナでの通常総会・講演会は、今年も ZOOM によるオンライン開催となった。

会に先立ち神田会長から挨拶があり、「通常総会」では神田議長の進行で、各議案の説明と審議が行われた。総会閉会后には、“『持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定』刊行して 2 年 ” と題した神田会長による「刊行記念講演」と、発刊後の 2 年間、冊子の読書会が

継続して開催され、活発な意見交換がなされていることから、「読書会参加者による意見発表会」が行なわれた。

尚、総会・講演会・意見発表会の詳細記録は、当会ホームページに掲載されており、ここでは概要を報告する。

日時：2022年6月4日（土） 14:00～16:05

場所：ZOOMによるオンライン開催 建築会館3階会議室および参加者各所

参加者：25名〔会員数177 定足数（1/3以上）59（参加者25+委任状55=80）

## 通常総会（14:00～14:40）

議長 神田 順 会長

司会 牧村 功 幹事

### <1号議案 2021年度 活動報告・決算報告・監査報告>

橋本 友希 幹事が活動報告し、承認された。

2018年に行った超党派国会議員による勉強会に参加いただいた議員を中心に、議員連盟設立の準備を進めてきた。衆議院議員選挙やコロナ禍での議員訪問が難しい中ではあったが、選挙応援の推薦状の提出、パーティーや議員会館での議員訪問を重ね、意見交換・情報交換をしてきた。議員連盟の会長・幹事長・事務局局長候補を上げ設立に向けて行動したが、議員側での調整状態が続き、議員連盟設立に至っていない。

建築基本法の広報活動の一環で、『持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定』（以下「冊子」という）の読書会を毎月開催し、一般の読者にも参加いただき、意見交換をし、その記録をホームページに掲載した。

唐丹小白浜まちづくりセンターの近くの釜石市で開催された防災国体2021では、パネル展示・「冊子」の配布を行い広報活動した。

牧村 功 幹事が決算報告を、新宮 清志 監査役が監査報告し、承認された

コロナ禍で集会活動を自重した結果、通常

総会、国会議員へのアプローチ、読書会での支出に止まり、予算の4割弱となった。A-Forum出版への貸出金回収は次年度送りとなった。

### <2号議案 2022年度 役員選出>

佐久間 榎夫 幹事から役員候補者の提案があり、承認された。

役員の任期は1年間であるが、前年度の役員は重任となり、新任役員として岡本 憲尚 幹事が加わった。

### <3号議案 2022年度 活動計画・予算計画>

橋本 友希 幹事から活動計画が説明され、賛同意見があり承認された。

具体的な活動計画として、『持続可能社会における建築・まちづくりを考える議員連盟』の設立に向け国会議員を支援していく。関係団体とのさらなる連携を図る。国土交通省、内閣府との意見交換を行う。等々の活動を行い、法案を提出する環境を整えていく。

読書会の継続、「冊子」の電子書籍化による拡販活動、コロナの収束を期待し地方でのシンポジウム開催、積極的な外部活動を通して立法の必要性の認識を高め、議員連盟設立、議員立法に繋げていく。

牧村 功 幹事から予算計画が説明され、承認された。

2022年度の活動計画を支える予算計画とする。冊子拡販による貸出金回収と年会費未納

者からの納入による、昨年の実績を上回る収入予算とする。昨年  
の支出実績の2.5倍に相当する支出予算とする。

## 講演会 (14:45~16:05)

司会 朝倉 浩紀 幹事

## 刊行記念講演

### 神田 順

2017年度に議員連盟設立に向けての超党派の議員による勉強会が3回開催され、2018年3月には宮地拓馬衆議院議員から「基本法制定に向けた勉強会の取りまとめ」が報告された。その後、議員連盟の設立と議員立法に係る国会議員や関係者の手元資料として活用していただけるよう、15年間の準備会の内部協議、発信資料、他団体との連携、国の行政・立法機関との交渉等の資料を「建築基本法制定準備会活動記録」として冊子にまとめておく方針を決定した。冊子刊行を2019年度の活動事業に加え、7人の編集委員により2020年4月に刊行となった。以後、コロナ禍で地方や首都圏でのシンポジウム開催ができず、冊子紹介と意見交換を行えなかった。しかし、この2年間は、読書会での意見交換会が毎月開催されており、読書会参加の方々の意見発表の場として、また、会長からの冊子紹介の場として、ZOOM講演会を開催することになった。

講演内容は、「冊子」の各章に準じて、市場経済優先と建築物の質の低下、質の高い建築物構築に法制度が障壁、維持管理と建物の長寿命化、性能規定と仕様規定、民間確認機関の役割と弊害、専門家の役割と建築士資格制度の乖離、建築物は社会資産、建築主責任、安全で健康的かつ環境にやさしい建築、

社会環境・自然環境・地球環境、地方分権と建築行政、景観緑三法と建築基本法等々のキーワードごとに説明と意見の紹介がなされた。

おわりに、建築基本法の必要性が述べられ、「一日も早く、議員連盟を設立し、国会にて建築基本法制定の議論が開始され、同時に、わが国の建築における社会制度のあり方について、広く議論を喚起し、建築基本法制定の意義を国民の間で共有すること」との決意表明で講演を終えた。

## 読書会参加者による意見発表会

### 三部 佳英

基本法案にある「建築基本計画」のモデルづくり、建築主責任の具体化、関連団体との連携、質の高い建築物の事例整理、全国ネットワーク構築と地方会員の活動支援の必要性や意見表明があり、おわりに、基本法制定に向けた中期ロードマップを作成し法制定までの関係者の行動指針とすべきとの提言があった。

### 木村 浩之

「公共の福祉」「財産権」に関し、ドイツ基本法では「他人の権利を侵害しない」「所有権は義務を伴う」と明記されていること、スイス連邦憲法では「スイス連邦は、共同の福祉、持続可能な発展、国内の結束 および地域社会の多様性を促進する」と示されているが、日本国憲法では、「公共の福祉に適合する共有財とも言える良好な景観、町並み、建築、都市空間をつくり、残していく」とのビジョンが欠けており、大きな違いがある。

日本国憲法に明解な記述のない事項に関し、ドイツやスイスの憲法に示されている理

念と同様の言葉が、ビジョンが、「冊子」の“まえがき”“あとがき”には明記されている。

## 高木 恒子

日本国憲法 29 条の「財産権」が近隣住民の活動の邪魔をしている。建築基本法（2010 年試案）27 条の（伝統建築技術の継承と活用等）に感動した。地方自治体の建築職の専門性の弱体化を懸念している。

まちづくり活動への住民参加の環境づくりが必要である。

## 岩井 篤

建築は文化であり社会資産であるという認識を日本に浸透させることが重要。経済優先、市場経済の行き過ぎの結果スクラップ&ビルドが横行しているが、建築主や専門家の責任は大きい。まちづくりの主体は地域住民であり、自治体が民意を適切に反映したまちづくりを行うべきでありその責任も大きい。が、実態は住民参加の形骸化、行政権の肥大化が進んでいるので住民によるチェック機構の充実も必要。従って住民の責任も大きく、住民がシビックプライドを持ってまちづくりの主体となれるような市民教育も重要。

建築基本法制定には困難さが伴うが、住民のみならず事業者もそれによるメリットを享受できることをもっと PR していくことが望ましい。

## 今津 かずあき

建築主責任、神宮外苑再開発による都民・市民への弊害、SDGs の「誰一人置き去りにしない」の視点からの、ロストジェネレーション世代にとっての建築・まちづくりとは？

地方分権と地方自治体の弱体化、市民の意識改革の必要性等に係る意見表明があり、お

わりに、「冊子」に第 10 章としてフューチャーデザインを加筆挿入し、認定 NPO 組織を設立し活動を進めることにより、建築基本法制定を実現していくのが良いとの提言があった。

講演会閉会に当たり、神田会長から、読書会参加者の皆様へ、幅の広い視点での提言を伺い、今後の準備会の活動に非常に有効な多くの意見をいただいたことに感謝の気持ちが伝えられた。

（文責：牧村 功）

## 新任幹事挨拶

### 岡本 憲尚（おかもと のりひさ）

「建築の本質的な主題は、人間であり、その歴史と文化である。

空間、光、素材をどうつなげて建てるか。土地への責任。

良いデザインとは、これらを理解してその答えが見つかるまで模索をつづけることである。

建築とは見出す過程そのものである。」

グレン・マーカット

建築基本法が成立し世の中に定着した頃には、このように設計された建物で街並みがつくられることをイメージしています。



### 事務局連絡先

電話： 03-3368-0815 FAX： 03-3368-2845  
住所： 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16  
建築設計事務所アトリエ 71

E-mail: info@kihonho.jp

HP: <http://www.kihonho.jp/>